

改正

平成9年6月26日条例第52号
平成11年7月14日条例第19号
平成20年3月26日条例第1号
平成26年4月1日用字用語整備施行

(目的)

第1条 この条例は、高松市における文化の振興に貢献し、将来においてさらにその活躍が期待される者を奨励することを目的とする。

(審議会)

第2条 高松市文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）の受賞候補者の選考に関し、市長の諮問に応じ、調査審議するため、高松市文化奨励賞選考審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、前条第2項第2号に掲げる身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(受賞者の決定)

第7条 文化奨励賞受賞者（以下「受賞者」という。）は、審議会が選考した者のうちから、市長が決定する。

(奨励の方法及び時期)

第8条 受賞者には、文化奨励賞にあわせて文化奨励金を贈呈する。

- 2 文化奨励賞の贈呈は、毎年11月1日に行う。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年6月26日条例第52号）

この条例は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成11年7月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。（後略）